住まいに関する支援制度一覧

市町村名: 太田市

加斯打猎. 太田市	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
太陽光発電設備、蓄電設備、給湯機設置費	助成	太田市住宅用再工ネ機器導入報奨 金事業	①太陽光発電システム出力2kW以上 ②蓄電池システム蓄電容量4kWh以上 ③おひさまエコキュート	自己が所有する市内の住宅に、 令和5年4月1日〜令和6年3月 29日までに対象機器を設置した 市民	太田市デジタル金券 (OTACO) で支給 ①一律5万円 ②一律5万円 ③一律2万円			令和5年4月3日 から令和6年3 月29日まで	予算枠内	脱炭素推 進室	0276-47-1953	https://www.city.ota.gunma. p/page/1021934.html	i 申請書類を脱炭素推進室窓口 で提出
合併処理浄化槽設置費	助成	太田市浄化槽設置整備事業	①合併処理浄化槽新規設置工事 ②転換(単独処理浄化槽又は汲み取り槽を撤去すること)を伴う合併処理浄化槽の設置工事	するもので、次のいずれかに該当する方は転換設置補助を受けることはできません。 1. 建築基準法第6条第1項に基づく確認又は、浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査を受けずに単独処理浄化槽を設置していた者。 2. 転換を適正に行わない者。	新規設置補助額 5人槽:123,000円 7人村槽:159,000円 10人槽:211,000円 10人槽:211,000円 転換槽:346,000円円 10人件槽:523,000円 10人算管標:418,000円円 (加加配子のでは、10人類ででは、10人類ででは、10人類でででは、10人類のでは、10人類では、10人類では、10人類では、10人類では、10人類では、10人類では、10人類では、10人類では、10人類のでは、10人類では、10人類では、10人類では、10人類では、10人類では、10人類では、10人類では、10人類では、10人類のでは、10人類では、10人類では、10人類では、10人類では、10人類では、10人類では、10人類では、10人類では、10人類のでは、10人類では			浄化槽工事着 手前	現年が第一の場合を表現である。	下水道課	0276-47-1949	https://www.city.ota.gunma.p/page/1210.html	
商店リフォーム補助金	助成	太田市商店リフォーム支援事業	以下を満たした工事であり、かつ別表※1に記載してある工事 ・合計20万円(税抜)以上の工事 ・補助金交付決定時点で未着工である工事 ・市内に本社、本店又は営業の拠点となる事業所を有し、かつ、市内の事業所等から領収書等の発行ができる施工業者が行う工事※2 ・令和6年1月31日(水)までに完了する工事 ※1 別表については太田市ホームページをご覧ください。 ※2 下請け施工業者についても市内業者をご利用ください。	合は代表者が太田市に住民登録があること)で、次のいずれにも該当する方・申請者及び申請者の世帯全員が市税を滞納していないこと(法人の場合は法人と法人代表者個人の世帯全員)	補助率:対象経費 ※の2分の1以内 限度額:100万円 ※対象経費はリ フォーム工事費			令和5年5月15 日から令和5年 9月29日まで	予算の範 囲内	産業政策課	0276-47-1834	https://www.city.ota.gunma.j p/page/2628.html	

空き店舗対策リフォーム補助金	助成	太田市空き店舗対策リフォーム支援事業	対象工事:以下を満たした工事であり、かつ別表※1に記載してある工事 ・合計20万円(税抜)以上の工事※2 ・補助金交付決定時点で未着工である工事 ・市内に本社、本店又は営業の拠点となる事業所を有し、かつ、市内の事業所等から領収書等の発行ができる施工業者が行う工事※3 ・令和6年1月31日(水)までに完了する工事対象備品:以下を満たした備品であり、かつ別表※1に記載してある備品 ・1品3万円(税抜)以上かつ合計10万円(税抜)以上の備品※4 ・補助金交付決定時点で未購入である備品 ・市内に本社、本店又は営業の拠点となる事業所を有し、かつ、市内の 事業所等から領収書等の発行ができる販売業者から購入する備品 ・令和6年1月31日(水)までに購入する備品 ※1 別表については太田市ホームページをご覧ください。 ※2 工事に伴う事務手数料や設計費等は対象となりません。 ※3 下請け施工業者についても市内業者をご利用ください。 ※4 備品購入に伴う事務手数料等は対象となりません。	施後3年間、年度末に営業報告書を提出)・食品衛生法、建築基準法その他関係法令に違反していないこと対象店舗:情報サービス業、各種小売業、専門サービス業、飲食サービス業、生活関連サービス業又は医療業等を営み、かつ過去に本事業の補助金を受けたことがない店舗(但し、以下の店舗は対象外とする。)・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年半律第122号)の適用を受ける店舗	補助率:対象経費 ※の2分の1以内 近隣商業地域及び 商業地域の物件 限度額:200万円 上記以外の対象物 件 限度額:100万円 ※対象経費はリ フォーム工事費及 び備品購入費	令和5年5月15 日から令和5年 9月29日まで 田内	の範を業調	^{政策} 0276-47-1834	https://www.city.ota.gunma.j p/page/2612.html	
空き店舗対策補助金	助成	太田市空き店舗対策家賃支援事業	対象経費は空き店舗の賃借料(敷金、礼金、共益費等賃借料に付随する経費を除く。)	対象者:市内指定区域※1の空き店舗を借用して営業しようとする方、かつ本市に住所を有する方(法人の場合は代表者が太田市に住民登録があること)で、次のいずれにも該当する方・申請者及び申請者の世帯が市税を滞納していないこと(法人の場合は法人と法人代表者個人の世帯全員)・事業実施後3年以上継続して営業できること(事業実施後3年間、年度末に営業報告書を提出)・食品衛生法、建築基準法その他関係法令に違反していないこと	補助率:対象経費 ※の2分の1以内 限度額:月額3万円 補助期間:6箇月 ※対象経費は賃料	令和5年5月15 日から令和6年 1月31日まで 囲内	の範を業	政策 0276-47-1834	https://www.city.ota.gunma.j p/page/2614.html	
重度身体障害者(児)住宅改造費補助	融資	太田市重度身体障がい者(児)住宅 改造費補助	※ 浴室、便所、玄関、台所等の障害者に適する改造(新 築、増築は対象外、借家は原則認めない)	※介護対象者は介護の制度が優先(制度利用不可) ※世帯全員の市民税所得割額 16万円未満 ・下肢1,2級・体幹1、2級 ・下肢及び体幹の重複障害1、2 級 ・視覚1級 ・上肢1、2級(ただしそれぞれ上 肢4級以上)	改造に要する経費の6分の 5、限度額は基本額60万		「の範」障が 内 祉		https://www.city.ota.gunma.j p/page/3105.html	・金額に関わらず、障害者1人に つき1回限り ・工事終了後領収書の添付が必 要(工事費全額支払い後、補助 金交付) ・工事完了が3/31までにできる 工事が対象
住宅改修費給付事業	融資	居宅生活動作補助用具 (日常生活用具·住宅改修)	手すり・段差の解消・滑り防止及び移動の円滑化のための床材の変更・洋式便器等への便器の取り換え・オストメイト対応トイレの設置・在宅血液透析を行うための電気・水道設備等の改修(新築、増築は対象外、借家は原則認めない)	·下肢1.2.3級·体幹1.2.3級	上限額20万円(所得により 補助額にの1割の自己負 担)		「の範」障が 内 祉		https://www.city.ota.gunma.j p/page/3126.html	・金額に関わらず、障害者1人に つき1回限り ・工事終了後領収書の添付が必 要(工事費全額支払い後、補助 金交付) ・工事完了が3/31までにできる 工事が対象
生ごみ処理機設置費	助成	太田市生ごみ処理槽等 設置助成金交付事業	家庭から出る生ごみの減量化とリサイクルの促進を目的とし、生ごみを処理する機械や処理槽などを購入した人に対して、購入金額の半額(または一部)を助成する。	市内に1年以上住所を有し、申請者を含む世帯全員の市税が完納 していること。		— 随時受付 予算 囲内	の範 清掃	1 0//0-31-8103	https://www.city.ota.gunma.j p/site/gomi/3264.html	・生ごみ処理槽(コンポスター) = 年度内で1世帯1基まで・EM処理容器 = 年度内で1世帯2基まで・電気式生ごみ処理機 = 申請日より2年間で1世帯1基まで

耐震診断者派遣	助成	太田市木造住宅耐震診断者派遣事業	F 昭和56年5月31日以前に着工の戸建木造住宅の耐震診断に対し、耐震診断者を派遣する。	(対象住宅) ・昭和56年5月31日以前に建築 又は着工された一戸建ての木造 住宅(宅部分の床面積が2分の1 以上の併用住宅を含む) ・平屋建て又は2階建てのもの ・在来軸組構法、伝統的構法又 は枠組み壁工法によるもの (対象者) ・自己又はその3親等以内の親族 が所有し居住又は居住予定であること。 ・市区町村税を滞納していないこと	令和5年5月11 日から令和6年 2月16日まで 生築指導 課	0276-47-1837	https://www.city.ota.gunma.i p/005gyosei/0100-002tosi- kenchiku/taishin/2011- 0414-taisinsindan- kaisyu.html
耐震改修補助事業補助金	助成	太田市木造住宅耐震改修補助事業	②部分改修 2階建ての建物の1階の部分の耐震性	(対象要件) ・耐震診断の結果、上部構造評点が1. 0未満と診断された住宅を、全部改修、部分改修、耐震シェルター等設置、建替えなどを行い、それに居住すること。(対象者) ・市区町村税等を滞納していないこと。 ・当該木造住宅を自己または3親等以内の親族が所有していること。 ・過去にこの事業による補助金を受けたことがないこと。	令和5年5月11 日から令和5年 10月31日まで 開内 課	0276-47-1837	https://www.city.ota.gunma.j p/005gyosei/0100-002tosi- kenchiku/taishin/2011- 0414-taisinsindan- kaisyu.html
住宅リフォーム補助金	助成	太田市住宅リフォーム支援事業	①登録業者(住宅リフォーム支援事業に業者登録した市内に本店を有する法人又は主たる事業所を有する個人事業者)を利用して住宅のリフォームを行うこと②補助対象工事費が税込10万円以上であること③補助金の交付決定を受けてから工事を行うこと④令和5年2月28日までに完了報告書を提出すること⑤同一箇所の工事で、市の他の補助金に申請していないこと⑥過去10年度(申請年度含まず)の間に住宅リフォーム支援事業補助金の交付を受けていないこと。※詳細については市のHPをご覧になるか、窓口に問合せください。	こと ②住宅所有者の世帯全員に市 税等の滞納がないこと ③リフォームを行う住宅に継続し て過去2年以上居住していること 【対象建物】 ①建築後10年以上経過した建物	令和5年5月15 日から令和5年 11月30日まで 開内 まちづくり 推進課	0276-47-1955	https://www.citv.ota.gunma.i p/page/1148.html